

答申第2号（概要）

- 1 件名 「ぷらっところちトピックス掲載『〇〇〇〇さん及び〇〇〇〇さんの参加登録抹消に関する経緯報告』に関し、〇〇〇〇に関する議論の一切。記録の公開」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成18年7月25日
- 4 原決定年月日 平成18年8月3日
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 異議申立年月日 平成18年8月8日
- 7 部分開示理由

請求のあった相談記録の中には、請求者以外の第三者のメールアドレスなどの個人情報が含まれており、かつ、ただし書に該当しないため（条例第16条第1項第2号該当）

- 8 諮問年月日 平成18年8月22日
- 9 答申年月日 平成18年12月15日
- 10 審査会の結論

知事は、非開示とした部分のうち、心情等に関する部分については、開示すべきである。

11 審査会の判断概要

- (1) 「ぷらっところち」の事務局及び委員について

事務局員及び委員になっている県職員は、県職員として職務で参加している者と、県職員であるが、職務でなくボランティアで参加している者の両者が存在することが認められた。

- (2) 条例第16条第1項第2号該当性について

県職員であるがボランティアで参加している者については、職務でなく個人の立場で参加しており、第三者に該当すると認められる。

このため、第三者及び県職員でボランティアで参加している者については、非開示とされた個人情報のうちメールアドレス、氏名等は、条例に定められている第三者情報に該当し、かつ、ただし書の何れにも該当しないため、非開示が相当である。

しかし、非開示とされた個人情報のうち心情等については、実施機関は、記載された内容から特定の個人を識別することができる情報であると主張するが、第三者の情報であっても、開示することによって第三者の正当な権利利益を侵害するおそれのある情報とは認められないので、開示すべきである。